

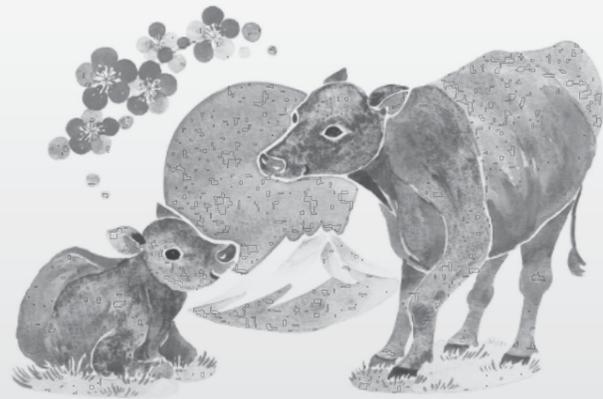


# いばらき

## 農業委員会だより

令和3年1月  
(創刊昭和50年11月)  
第175号

編集・発行  
茨木市農業委員会  
茨木市駅前三丁目8番13号  
Tel620-1677(事務局)



# 謹賀 新年

謹んで新年のお慶びを申し上げます。皆様には、令和3年の年明けをご家族お揃いでお健やかに迎えのこ  
とと喜び申し上げます。旧年中は、本市農業委員会の諸活動に格別のご理解とご協力を賜り厚  
くお礼申し上げます。さて、昨年は世界中で新型コロナウイルスの感染が拡大し、わが国に  
おいても緊急事態宣言が発出され、夏季に開催が予定されていた東京オ  
リンピックが延期されるなど、現在もなお各分野において、コロナ禍に  
よる影響を受けているところがあります。本市の農業においては、例年に比べて台風等による被害は少なかった  
ものの、市内全域でトビイロウンカによる米作被害が多発した年でもあ  
りました。また、本市では市街化区域内の生産緑地の約9割が令和4年に指定か  
ら30年を経過することとなるため、昨年より特定生産緑地指定の申請受  
付が始まり、本年8月が受付の期限となっております。特定生産緑地の指定を受けない場合は、税制面での特例措置を受けら  
れなくなり、今後農業を継続し、次世代へ農地の継承を考え  
ておられる方は申請をご検討ください。昨年より農業委員会が新体制へと移行したなかで、農業委員と農地利用  
最適化推進委員が連携し、それぞれの地区ごとにすべての農地の実態調  
査を実施し現状把握を行いました。その調査内容を踏まえ地域は元より  
市、府及び農地中間管理機構とも連携しながら重点業務である農地利用  
の最適化の実現に向け、引き続き取り組んでまいりますので、本年も農  
業委員会の活動にご理解、ご協力をお願いいたします。最後に、新年  
のごあいさつといたします。



茨木市農業委員会

会長 小濱 邦臣

### 新年のごあいさつ

## 農業委員会委員 農地利用最適化推進委員 担当地区一覧

地域	地区名	担当委員	担当地区(実行組合単位)	区域名	推進委員
北 部	見山	西ノ坊 嘉 治	下音羽、上音羽、銭原、長谷、清阪	第1地区	九 鬼 実
		南 野 悟	車作、忍頂寺		
	清溪	大 西 清 一	佐保免山、佐保松谷、佐保馬場、泉原東谷、泉原中垣内、泉原西垣内、泉原下南、千提寺	第2地区	中 井 昇
丘 陵	安威	中 村 正 治	十日市、山西	第4地区	上 田 昌 彦
		吉 田 公 俊	安威北部、安威中央、安威南部		
	福井	久 保 睦 子	福井上、福井中、福井下、中河原	第5地区	行 田 修
豊川	小 濱 邦 臣	岩阪、畑、上川原、鳥羽、清水、東村、宿川原東、宿川原西、道祖本東、上平、山ノ下、砂ヶ原			
中 心	三島	吉 田 好	茨木(一部)、西河原、田中、耳原、太田、三ヶ字、総持寺、総持寺二丁目、中総持寺町、橋の内、戸伏第二、鮎川、庄	第6地区	谷 山 正 昭
	春日	森 善 隆	茨木(一部)、畑田、上穂積、中穂積、奈良、倍賀		
			中 野 稔	茨木(一部)、下穂積、下井、郡山、郡、上野、五日市	
南 部	玉櫛	矢 頭 周	内瀬、水尾、真砂、沢良宜東、沢良宜西、沢良宜浜一丁目、沢良宜浜三丁目、宇野辺、丑寅、蔵垣内	第7地区	辻 清 一
	玉島	宮 本 正 裕	島、野々宮、玉島、平田、目垣、二階堂、五十鈴		
全 域		大 川 智恵子	全区		

### 農業委員会構成

- 会 長 小 濱 邦 臣
- 副 会 長 中 村 正 治
- 委員 長 小 濱 邦 臣
- 副 委 員 長 中 村 正 治
- 委 員 南 野 悟
- 委 員 吉 田 好
- 委 員 大 川 智恵子
- 委 員 矢 頭 周
- 委 員 吉 田 公 俊
- 委 員 行 田 修
- 委 員 谷 山 正 昭

### 運営協議会

### 編集委員会

- 委員 長 小 濱 邦 臣
- 副 委 員 長 中 村 正 治
- 委 員 久 保 睦 子
- 委 員 中 野 稔
- 委 員 中 野 勝 之

### 都市農政対策委員会

- 委員 長 矢 頭 周
- 副 委 員 長 中 野 稔
- 委 員 森 善 隆
- 委 員 吉 田 好
- 委 員 宮 本 正 裕
- 委 員 谷 山 正 昭
- 委 員 辻 清 一

### ふるさと農業再生委員会

- 委員 長 大 西 清 一
- 副 委 員 長 上 田 昌 彦
- 委 員 南 野 悟
- 委 員 西ノ坊 嘉 治
- 委 員 中 西 壽 男
- 委 員 吉 田 公 俊
- 委 員 久 保 睦 子
- 委 員 九 鬼 実
- 委 員 中 井 昇
- 委 員 中 野 勝 之
- 委 員 行 田 修

※敬称略  
(令和2年7月20日現在)



地区別農業委員会研修会が、9月24日、高槻現代劇場において開催され、茨木市農業委員及び農地利用最適化推進委員を含む多くの三島・豊能地区の農業委員会委員等が参加した。

### 地区別農業委員会研修会 「農家の意向把握と地域の話合いをめざして」

37の農業委員会で農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選が行われ、引き続き「農地利用の最適化」の推進が農業委員会活動の重要な柱と位置づけられていると説明された。

また、特定生産緑地の指定は令和4年までとなっているが、申請受付は令和3年が最終締切となることから、特定生産緑地の必要性を広く情報提供するとともに、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による貸借を促進していきたいと述べられた。

さらに、農業委員会には、府や市町村、府みどり公社、JA、土地改良区等の農業関係機関、団体と連携し、農業者の意向把握や地域の話合い活動に取組み、農地利用についての合意形成を進めていくことが重要であると述べられた。

最後に、農業委員及び農地利用最適化推進委員には、農業者の代表並びに地域のリーダーとして地域農業の活性化に努めることが求められていると述べられた。

第2部では、大阪府農業会議の鈴木専務理事兼事務局長が「最近の農業をめぐる情勢と農業委員会活動の

### 農地相談Q&A 農地賃貸借の解約について

**Q** 私は、以前から農地を借りて耕作していましたが、高齢になり農業を続けることができなくなりました。農地を所有者に返還したいと考えていますが、どのような手続が必要ですか。

**A** 農地の賃貸借の解約については農地法上の許可が必要ですが、当事者同士の合意による解約が成立した場合は通知書を農業委員会に提出してください。

農地の賃貸借については、当事者がその期間満了の原則として1年前から6カ月前までの間に、相手方に対し更新拒絶の通知をしない限り、従前と同一の条件でさらに賃貸借契約をしたものとみなされ、賃貸借関係が継続することになっています。

また、農地等の賃貸借の解除、解約、合意解約又は更新拒絶をしようとする当事者は、あらかじめ許可を受けなければならない、許可を受けずになされた行為は無効となります。

ただし、貸主、借主双方の合意による解約で、農地の引渡しの時期が解約の合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その旨が書面で明らかかな場合には許可がなくても解約することができます。

合意による解約が成立した場合は、その日の翌日から数えて30日以内に通知書を農業委員会に提出してください。

課題」について報告された。続いて、京丸園株式会社代表取締役の鈴木厚志氏が「笑顔創造『農業と福祉の融合』をテーマに、農福連携の大切さについて講演された。福祉の分野では誰がやっても正確にできるように作業を分解する考え

方があり、その中で生ずる課題を解決していくことで業務改善が進む。農業の担い手不足が課題となっているが、障害がある人もない人も、高齢者から若年者まで、誰もが働きやすい環境を整えていくことで、強い農業を作ることができると講演された。

### 特定生産緑地指定の申請はお済みですか？ 申請は8月31日まで



茨木市では、特定生産緑地の指定申請を受付しています。

申請期限 令和3年8月31日

平成4年に指定された生産緑地については、右記期限が最終となりますので、指定を希望される方は必ず期限内に手続を行ってください。

なお、生産緑地として指定を受けてから30年が経過すると、特定生産緑地の指定を受けることができなくなります。

#### 特定生産緑地制度とは

指定後30年が経過した生産緑地は、いつでも理由のない買取り申出が可能となりますが、新たに相続税納税猶予制度等の適用が認められず、固定資産税も段階的に引き上げられます。ただし、指定後30年を経過するまでに特定生産緑地指定を受けると、税制特例措置(Q&A3参照)の適用期間と理由のない買取り申出が可能となる時期が10年間延長されます。

#### 令和2年8月末までに申請を行った方へ

令和2年8月末までに申請された

生産緑地については、令和2年12月に特定生産緑地指定が行われました。申請された方に、市から順次通知文を発送しています。

なお、実際に特定生産緑地に移行するのは「生産緑地指定後30年が経過する日」からとなります。

※令和2年12月には、平成4年から平成5年に指定された生産緑地のうち約45%が特定生産緑地として指定されました。

#### これから申請する方へ

特定生産緑地指定を受ける意向のある方は、令和2年4月に市から郵送している申請書類に必要事項を記載し、添付書類と併せて都市政策課に提出してください。

なお、申請書類や制度概要については、市ホームページにも掲載しています。

窓口混雑を避けるため、電話による事前予約をお願いしています。

ご不明な点などありましたら、都市政策課までお問合せください。

問合先 都市政策課(TEL620-11660、市役所南館5階)

### 特定生産緑地制度に関するQ&A

**Q1** 特定生産緑地の指定は必ず受けないとはいけませんか。

**A1** 指定を受けるかどうかは任意ですが、生産緑地として指定を受けてから30年が経過すると、特定生産緑地の指定を受けることができなくなります。ご家族や関係する方々と相談のうえご判断ください。

**Q2** 特定生産緑地の指定を受けるとどうなりますか。また、受けるメリットはありますか。

**A2** 生産緑地と同様の建築制限等が継続し、農業を続けていただく必要がある一方で、税制特例措置の適用が継続されるなど、農地の保有や相続におけるメリットがあります。

**Q3** 税制特例措置とは何ですか。

**A3** 固定資産税、都市計画税及び相続税における特例措置が主なものとして挙げられます。固定

資産税、都市計画税は「農地評価・農地課税」となり、負担が大幅に軽減されます。また、相続税は納税猶予制度の適用が可能となります。

**Q4** 特定生産緑地の指定は何年間継続しますか。

**A4** 生産緑地として指定を受けてから30年が経過する日から、10年間継続します。以降は10年ごとに更新ができます。

**Q5** 特定生産緑地の指定を受けずに30年が経過するとどうなりますか。

**A5** 生産緑地でなくなるわけではなく、30年が経過した生産緑地として、いつでも理由のない買取り申出が可能となります。その一方で、税制特例措置(Q3参照)の適用が受けられなくなります。

なお、相続税の納税猶予については、現在受けている納税猶予は継続されますが、次回相続が発生した際は新たな納税猶予を受けることができなくなります。